

平成22年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成22年度11月補正予算関係)

総務部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成22年11月定例会議案説明資料目次

総務部

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁	
第1号	平成22年度鳥取県一般会計補正予算			
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1	
	2 補正予算給与費明細書	財政課	4	
	3 補正予算説明資料	(総括表)		5
		営繕課		6
		関西本部		7
	東部総合事務所		8	
	4 歳入歳出事項別明細書		10	
	5 債務負担行為に関する調書	営繕課ほか	12	
第7号	鳥取県基金条例の一部改正について	財政課	14	
第12号	損害賠償の額の決定について	西部総合事務所	17	
第15号	当せん金付証票の発売について	財政課	18	
第16号	平成21年度決算の認定について	財政課	19	
第18号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	20	

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第3号	長期継続契約の締結状況について	県民課ほか	26

平成22年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 分担金及び負担金	961,989	10,000	971,989
9 国庫支出金	50,673,132	392,167	51,065,299
10 財産収入	1,543,213	103	1,543,316
12 繰入金	22,230,138	310,685	22,540,823
13 繰越金	2,405,897	177,764	2,583,661
14 諸収入	14,071,642	188,118	14,259,760
15 県債	72,849,000	13,000	72,862,000
歳入合計	343,788,113	1,091,837	344,879,950

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	24,433,870	51,636	24,485,506	23,360			28,276
3 民生費	42,837,916	127,734	42,965,650	△ 6,085		137,897	△ 4,078
4 衛生費	11,940,785	241,918	12,182,703	153,141		54,788	33,989
5 労働費	8,898,754	1,443	8,900,197	349			1,094
6 農林水産業費	27,581,738	493,244	28,074,982	199,302	9,000	215,421	69,521
7 商工費	14,133,768	32,789	14,166,557			20,000	12,789
8 土木費	52,578,769	84,349	52,663,118			80,800	3,549
10 教育費	66,845,502	30,674	66,876,176				30,674
11 災害復旧費	4,731,317	28,050	4,759,367	22,100	4,000		1,950
歳出合計	343,788,113	1,091,837	344,879,950	392,167	13,000	508,906	177,764

歳 入

7款 分担金及び負担金

1項 分担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 農林水産業費分担金	千円 156,828	千円 6,000	千円 162,828	1 農地費分担金	千円 6,000	土地改良費分担金
計	220,016	6,000	226,016			

2項 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 農林水産業費負担金	千円 324,361	千円 4,000	千円 328,361	1 農地費負担金	千円 4,000	土地改良費負担金
計	741,973	4,000	745,973			

9款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	千円 1,439,903	千円 23,333	千円 1,463,236	1 総務管理費補助金	千円 23,333	財産管理費補助金
2 民生費国庫補助金	1,132,944	△ 6,085	1,126,859	2 児童福祉費補助金	△ 6,085	児童福祉総務費補助金
3 衛生費国庫補助金	985,408	153,141	1,138,549	1 公衆衛生費補助金	16,757	母子衛生費補助金 12,525 特定疾患対策費補助金 4,232
				3 医薬費補助金	136,384	医務費補助金
4 労働費国庫補助金	1,094,934	349	1,095,283	1 職業訓練費補助金	349	職業訓練校費補助金
5 農林水産業費国庫補助金	7,053,301	199,302	7,252,603	1 農業費補助金	47,902	農業振興費補助金
				3 農地費補助金	33,400	農地総務費補助金 10,000 土地改良費補助金 23,400
				4 林業費補助金	118,000	林業振興費補助金
10 災害復旧費国庫補助金	782,463	22,100	804,563	1 農林水産施設災害復旧費補助金	22,100	耕地災害復旧費補助金
計	32,672,286	392,140	33,064,426			

3項 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	千円 846,643	千円 27	千円 846,670	3 防災費委託金	千円 27	防災総務費委託金
計	1,533,235	27	1,533,262			

10款 財産収入

1項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 利子及び配当金	千円 554,827	千円 103	千円 554,930	1 利子及び配当金	千円 103	
計	799,683	103	799,786			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
13 安心こども基金繰入金	千円 806,943	千円 37,897	千円 844,840	1 安心こども基金繰入金	千円 37,897	児童福祉総務費充当
21 緑の産業再生プロジェクト基金繰入金	2,093,455	118,000	2,211,455	1 緑の産業再生プロジェクト基金繰入金	118,000	林業振興費充当
24 地域医療再生基金繰入金	1,184,000	54,788	1,238,788	1 地域医療再生基金繰入金	54,788	医務費充当
25 国民健康保険広域化等支援基金繰入金	0	100,000	100,000	1 国民健康保険広域化等支援基金繰入金	100,000	国民健康保険連絡調整費充当
計	21,853,491	310,685	22,164,176			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	千円 2,405,897	千円 177,764	千円 2,583,661	1 前年度繰越金	千円 177,764	
計	2,405,897	177,764	2,583,661			

14款 諸収入

4項 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
29 市町村受託事業収入	千円 36,761	千円 80,800	千円 117,561	1 市町村受託事業収入	千円 80,800	
計	2,026,146	80,800	2,106,946			

7項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	千円 1,809,828	千円 107,318	千円 1,917,146	1 雑入	千円 107,318	
計	2,077,589	107,318	2,184,907			

15款 債

1項 債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業債	千円 2,532,000	千円 9,000	千円 2,541,000	2 農地債	千円 9,000	土地改良費充当
8 災害復旧債	1,402,000	4,000	1,406,000	1 災害復旧債	4,000	耕地災害復旧費充当
計	72,849,000	13,000	72,862,000			

給 与 費 明 細 書

1 特別職(一般職非常勤を含む)

区分	職員数 (人)	給 与 費						合計 (千円)	備 考		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			共済費 (千円)	
補正後	長等	2	25,284	8,280 2.71				33,564	5,728	39,292	
	議員	38	330,200	109,324 2.74				439,524	29,067	468,591	
	その他の特別職	7,058	4,155,334	2,150 2.71				4,164,048	436,380	4,600,428	
	計	7,098	4,485,534	119,754				4,637,136	471,175	5,108,311	
補正前	長等	2	25,284	8,280 2.71				33,564	5,728	39,292	
	議員	38	330,200	109,324 2.74				439,524	29,067	468,591	
	その他の特別職	7,057	4,155,065	2,150 2.71				4,163,779	436,341	4,600,120	
	計	7,097	4,485,265	119,754				4,636,867	471,136	5,108,003	
比較	長等										
	議員										
	その他の特別職	1	269					269	39	308	
	計	1	269					269	39	308	

補正予算説明資料総括表

総務部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 営繕課	1,233,670	49,000	1,282,670	23,333			25,667	
合計	83,920,930	49,000	83,969,930	23,333			25,667	
<p><説明> 県庁舎の耐震補強工事の追加・変更(49,000千円)に伴う補正。</p>								

平成22年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

営繕課(内線:7395)

7目 財産管理費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県庁舎耐震補強整備事業	債務負担行為 0 821,666	債務負担行為 131,000 49,000	債務負担行為 131,000 870,666	債務負担行為 62,380 23,333			債務負担行為 68,620 25,667	
トータルコスト	843,450	49,807	893,257	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.7人	0.1人	2.8人	耐震補強工事及び工事監理				
工程表の政策目標(指標)	防災拠点施設の耐震安全性確保							

事業内容の説明

1 事業の概要

現在実施している県庁舎耐震補強工事(工期:平成21年12月~平成23年11月)について、工事の追加・変更等に伴う所要額の増額

2 主な事業内容

(1) 本庁舎外壁断熱パネル化(131,000千円)

- ・内容:外壁改修方法をタイル改修から断熱パネル改修に変更(断熱材は県産品活用)
- ・理由:①エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下省エネ法)改正に伴うエネルギー使用量の削減義務
 - ・平成22年の省エネ法改正施行により、県有施設全体で年平均1%のエネルギー使用量の削減が義務化されたため、外壁断熱化によりエネルギー使用量の削減を図る。
- ②ランニングコストの縮減
 - ・パネル化により、建築基準法に定める10年毎のタイル外壁打診調査費(約38,000千円/回)が不要となるなど、ランニングコストの縮減を図る。
- ③タイル改修工事に伴う騒音や粉塵等の抑制を図る。

(2) 地中障害物撤去等(49,000千円)

- ・内容:契約時点では予期できなかった地中障害物(コンクリート、木材等)の撤去処分

(3) 要求額

- ・平成22年度補正要求額:49,000千円(地中障害物撤去等分)
- (平成23年度債務負担行為額:131,000千円)

(千円)

年度	H20	H21	H22	H23	計
当初	31,878	88,337	821,134	1,326,651	2,268,000
補正			49,000	131,000	180,000
計	31,878	88,337	870,134	1,457,651	2,448,000

※工事費のみ

(4) スケジュール

平成20年度					平成21年度					平成22年度					平成23年度																						
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
設計期間11.5ヶ月										工事期間24ヶ月																											
基本設計					実施設計					庁内調整																											
本庁舎工事																																					
議会棟工事																																					
議会別館工事																																					
講堂工事																																					

平成22年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

関西本部（電話：06-6341-3955）

9目 県外事務所費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ゲゲゲのふるさと鳥取県魅力発信事業	(債務負担行為) 0 0	(債務負担行為) 4,000 0	(債務負担行為) 4,000 0				(債務負担行為) 4,000 0	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	契約事務、イベント内容の調整等				
工程表の政策目標（指標）	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取自動車道開通を念頭においた観光入込者数の増 ・観光、物産等を複合的にPRする県の魅力発信 							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的</p> <p>現在、NHK連続テレビ小説「ゲゲゲの女房」の放送等によって、本県は全国的な注目を集めている。この追い風を逃すことなく、さらなる知名度や好感度の向上、誘客促進につなげるためには、年度当初からの切れ目のない情報発信が必要。そういった観点から、関西圏の一大集客拠点であるNHK大阪放送会館で、4月中旬に情報発信イベントを開催する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>以下のとおりイベントを開催し、ゴールデンウィークから夏休みにかけての誘客促進を図る。</p> <p>○日 時 平成23年4月15日（金）～4月17日（日）3日間（予定）</p> <p>○場 所 NHK大阪放送会館（大阪市中央区）</p> <p>○コンセプト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ゲゲゲのふるさと鳥取県」のイメージ発信 ・新しいトピックスをきっかけとした本県の新たな魅力発信（新しいトピックス） 山陰海岸ジオパークの世界ジオパーク連盟加盟、マンガサミットの開催、「うさぎ年」と「因幡の白うさぎ」とのコラボ、JRとの連携（ブレステネーションキャンペーン、ミニステネーションキャンペーン）など <p>○主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県内の観光コースや特産品を鬼太郎キャラクターが紹介（パネル展示、実物展示） ・伝統芸能披露（麒麟獅子舞、しゃんしゃん傘踊りなど） ・ステージイベント（子ども向けクイズ大会、ゲゲゲの下駄積み大会など）、ワークショップ ・観光ツアーデスクの設置 								
<p>3 債務負担行為の内容</p> <p>期間：平成23年度</p> <p>限度額：4,000千円</p> <p>債務負担理由：イベントを4月に開催することで、年度末～年度当初にかけての切れ目のない情報発信が可能となるほか、ゴールデンウィークから夏休みにかけての観光PRが可能。</p>								
<p>4 これまでの取り組み状況、改善点</p> <p>（取組内容）</p> <p>平成15年度より本県の観光や特産品情報を発信するイベントをNHK大阪放送会館で実施。</p> <p>※実施テーマ：鳥取すいか（H15）、二十世紀梨（H16）、かに（H17）、砂丘（H18）、鬼太郎（H19、20）、ゆるキャラ（H21）、鬼太郎（H22）</p> <p>開催期間中は多くの方が会場を訪れ、またNHK大阪放送局の生放送番組でも当該イベントが取り上げられるなど、本県の魅力を発信する絶好の機会となっている。鬼太郎をテーマとしたH19、H20、H22は、非常に多くの方に来場いただいております。「鬼太郎キャラクター」と絡めた情報発信で、より効果的な魅力発信を行いたい。</p>								

平成22年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

東部総合事務所県民局（電話：0857-20-3653）

15目 総合事務所費＜地方機関計上予算＞

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東部総合事務所庁舎 清掃業務委託	（債務負担行為） 0 0	（債務負担行為） 18,416 0	（債務負担行為） 18,416 0				（債務負担行為） 18,416 0	
トータルコスト	0	0	0	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	契約事務				
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業概要 東部総合事務所の庁舎清掃業務の委託を行う。 業務履行準備期間が必要であることから、債務負担行為を設定するものである。</p> <p>2 事業の目的・効果 （1）東部総合事務所庁舎における衛生的環境の確保を行う。 （2）県議会での議論を踏まえ、県内雇用の確保と受注機会の拡大という観点から、単年度契約とする。</p> <p>3 所要経費等 委託料：18,416千円 契約期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日</p>								

平成22年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

東部総合事務所県民局（電話：0857-20-3653）

15目 総合事務所費<地方機関計上予算>

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東部総合事務所施設 総合保守管理業務委託	(債務負担行為) 0 0	(債務負担行為) 17,536 0	(債務負担行為) 17,536 0				(債務負担行為) 17,536 0	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	契約事務				
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業概要 東部総合事務所の施設総合保守管理業務の委託を行う。 業務履行準備期間が必要であることから、債務負担行為を設定するものである。</p> <p>2 事業の目的・内容 (1) 県議会での議論を踏まえ、県内雇用の確保と受注機会の拡大という観点から、単年度契約とする。 (2) 東部総合事務所に3名常駐し、機械設備、電気設備等の運転、監視、保守管理、軽微な修繕等を行う。</p> <p>3 所要経費等 委託料：17,536千円 契約期間：平成23年4月1日から平成24年3月31日</p>								

平成22年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	うち総務部					
				補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	445,168	269	445,437	179,887		179,887	148,584		148,584
2 給 料	2,985,345		2,985,345	1,738,506		1,738,506	1,373,495		1,373,495
3 職員手当等	5,332,885		5,332,885	4,701,689		4,701,689	4,521,601		4,521,601
4 共 済 費	1,150,761	39	1,150,800	668,680		668,680	529,706		529,706
5 災害補償費	500		500	500		500	500		500
6 恩給及び退職年金	37,480		37,480	37,480		37,480	37,480		37,480
7 賃 金	32,398		32,398	23,939		23,939	23,797		23,797
8 報 償 費	194,811		194,811	149,296		149,296	18,963		18,963
9 旅 費	256,327	112	256,439	102,763		102,763	94,925		94,925
費用弁償	28,658	112	28,770	3,432		3,432	3,239		3,239
普通旅費	173,658		173,658	90,702		90,702	83,262		83,262
特別旅費	54,011		54,011	8,629		8,629	8,424		8,424
10 交 際 費	4,500		4,500	2,900		2,900	2,900		2,900
11 需 用 費	500,131	22	500,153	199,982		199,982	188,139		188,139
12 役 務 費	531,588	25	531,613	161,625		161,625	129,810		129,810
13 委 託 料	2,721,185	1,428	2,722,613	527,953		527,953	422,761		422,761
14 使用料及び賃借料	627,064	28	627,092	153,856		153,856	137,467		137,467
15 工事請負費	1,426,014	49,000	1,475,014	1,171,079	49,000	1,220,079	1,171,079	49,000	1,220,079
16 原 材 料 費									
17 公有財産購入費									
18 備 品 購 入 費	12,804		12,804	4,509		4,509	4,409		4,409
19 負担金、補助及び交付金	7,322,180	713	7,322,893	1,098,095		1,098,095	116,411		116,411
20 扶 助 費									
21 貸 付 金									
22 補償、補填及び賠償金	6,455		6,455	6,455		6,455	6,455		6,455
23 償還金、利子及び割引料	205,110		205,110	35,000		35,000	35,000		35,000
24 投資及び出資金									
25 積 立 金	640,898		640,898	235,828		235,828	235,828		235,828
26 寄 付 金									
27 公 課 費	266		266						
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	24,433,870	51,636	24,485,506	11,200,022	49,000	11,249,022	9,199,310	49,000	9,248,310
財 源									
内 国庫支出金	2,293,689	23,360	2,317,049	508,754	23,333	532,087	508,754	23,333	532,087
内 地方債	385,000		385,000	385,000		385,000	385,000		385,000
内 その他	1,454,183		1,454,183	532,632		532,632	529,615		529,615
内 一般財源	20,300,998	28,276	20,329,274	9,773,636	25,667	9,799,303	7,775,941	25,667	7,801,608

平成22年度 11月補正予算歳入歳出事項別明細書(総務部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費			総務部合計		
	うち総務部					
	1項 総務管理費			補正前	補正額	補正後
	7目 財産管理費					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	4,365		4,365	188,392		188,392
2 給 料				1,785,585		1,785,585
3 職員手当等				4,724,495		4,724,495
4 共 済 費	602		602	686,456		686,456
5 災 害 補 償 費				500		500
6 恩給及び退職年金				37,480		37,480
7 賃 金				23,939		23,939
8 報 償 費	659		659	155,272		155,272
9 旅 費	3,727		3,727	108,255		108,255
費用弁償	20		20	4,258		4,258
普通旅費	3,434		3,434	93,124		93,124
特別旅費	273		273	10,873		10,873
10 交 際 費				2,900		2,900
11 需 用 費	21,559		21,559	205,831		205,831
12 役 務 費	24,408		24,408	167,834		167,834
13 委 託 料	110,924		110,924	564,806		564,806
14 使用料及び賃借料	35,177		35,177	156,518		156,518
15 工 事 請 負 費	1,171,079	49,000	1,220,079	1,171,079	49,000	1,220,079
16 原 材 料 費						
17 公有財産購入費						
18 備 品 購 入 費	139		139	4,509		4,509
19 負担金、補助及び交付金	49,437		49,437	7,870,386		7,870,386
20 扶 助 費						
21 貸 付 金						
22 補償、補填及び賠償金				6,455		6,455
23 償還金、利子及び割引料				5,790,101		5,790,101
24 投資及び出資金						
25 積 立 金				235,828		235,828
26 寄 付 金						
27 公 課 費						
28 繰 出 金				59,884,309		59,884,309
予 備 費				150,000		150,000
計	1,422,076	49,000	1,471,076	83,920,930	49,000	83,969,930
財 源						
内 庫 庫 支 出 金	508,575	23,333	531,908	778,943	23,333	802,276
地 方 債	385,000		385,000	385,000		385,000
そ の 他	208,159		208,159	4,648,924		4,648,924
一 般 財 源	320,342	25,667	346,009	78,108,063	25,667	78,133,730

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度未までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
平成22年度 県庁舎耐震補強整備事業費	131,000			平成23年度	131,000	62,380				68,620
平成22年度 ゲゲゲのふるさと鳥取県魅力発信事業費	4,000			平成23年度	4,000					4,000
平成22年度 東部総合事務所清掃業務委託	18,416			平成23年度	18,416					18,416
平成22年度 東部総合事務所等補給管理業務委託	2,994			平成23年度から 平成25年度まで	2,994					2,994
平成22年度 東部総合事務所機械警備業務委託	741			平成23年度から 平成25年度まで	741					741
平成22年度 東部総合事務所施設総合保守管理業務委託	17,536			平成23年度	17,536					17,536
平成22年度 東部総合事務所電気工作物保安業務委託	1,905			平成23年度から 平成25年度まで	1,905					1,905
平成22年度 東部総合事務所消防設備保守点検業務委託	8,190			平成23年度から 平成25年度まで	8,190					8,190
平成22年度 東部総合事務所非常用発電設備保守点検業務委託	3,295			平成23年度から 平成25年度まで	3,295					3,295
平成22年度 八頭総合事務所清掃業務委託	14,826			平成23年度から 平成25年度まで	14,826					14,826
平成22年度 八頭総合事務所機械警備業務委託	456			平成23年度から 平成25年度まで	456					456

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成22年度 八頭総合事務所電気工作物保安業務委託	600			平成23年度から 平成25年度まで	600				600
平成22年度 八頭総合事務所消防設備保守点検業務委託	315			平成23年度から 平成25年度まで	315				315
平成22年度 中部総合事務所清掃業務委託	28,830			平成23年度から 平成25年度まで	28,830				28,830
平成22年度 中部総合事務所機械警備業務委託	1,569			平成23年度から 平成25年度まで	1,569				1,569
平成22年度 中部総合事務所建築物環境衛生管理業務委託	2,385			平成23年度から 平成25年度まで	2,385				2,385
平成22年度 西部総合事務所清掃業務委託	26,745			平成23年度から 平成25年度まで	26,745				26,745
平成22年度 西部総合事務所機械警備業務委託	720			平成23年度から 平成25年度まで	720				720
平成22年度 西部総合事務所電気工作物保安業務委託	1,410			平成23年度から 平成25年度まで	1,410				1,410
平成22年度 西部総合事務所冷暖房熱源機器設備保守点検業務委託	10,710			平成23年度から 平成25年度まで	10,710				10,710

条例名等	鳥取県基金条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 中山間地域等直接支払制度に係る国の交付金による助成方式が、資金を積み立てるのに必要な経費を交付する方式から単年度ごとに所要額を交付する方式に変更されたため、鳥取県農地を守る直接支払基金を廃止する。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県農地を守る直接支払基金は廃止する。 (2) 施行期日は、平成23年2月1日とする。</p>

鳥取県基金条例の一部を改正する条例案

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）を当該移動項に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
12 鳥取県環境学術研究基金	県内の大 学及び高等 専門学校に おける環境 に関する学 術研究に対 する助成等 を行い、も って鳥取県 環境の保全 及び創造に 関する基本 条例（平成 8年鳥取県 条例第19 号）による 環境の保全 及び快適な 環境の創造 に関する施 策の推進に 資すること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て		12 鳥取県環境学術研究基金	県内の大 学及び高等 専門学校に おける環境 に関する学 術研究に対 する助成等 を行い、も って鳥取県 環境の保全 及び創造に 関する基本 条例（平成 8年鳥取県 条例第19 号）による 環境の保全 及び快適な 環境の創造 に関する施 策の推進に 資すること。	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する ために必 要な経費 の財源に 充当 (2) (1) のほか、 一般会計 歳入歳出 予算に計 上して基 金に積立 て	
					13 鳥取県農地を守る直接支払基金	中山間地 域の農業者 に対し直接 支払いを実 施すること により、農 業生産活動 を維持し、	一般会 計歳入 歳出予 算に定 める額	(1) 一般 会計歳入 歳出予算 に計上し て、当該 基金の設 置目的を 達成する	当該基 金の設置 目的を達 成するた めに必要 な経費の 財源に充 てると

						農地が有する水源かん養機能等の多面的機能を確保すること。	ために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	き。
13	略							
14	略							
15	略							
16	略							
17	略							
18	略							
19	略							
20	略							
21	略							
22	略							
23	略							
24	略							
25	略							
26	略							
27	略							
28	略							
29	略							
30	略							
31	略							
32	略							
14	略							
15	略							
16	略							
17	略							
18	略							
19	略							
20	略							
21	略							
22	略							
23	略							
24	略							
25	略							
26	略							
27	略							
28	略							
29	略							
30	略							
31	略							
32	略							
33	略							

附 則

この条例は、平成23年2月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>損害賠償の額の決定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する売買代金の支払の遅延による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 損害賠償の相手方 鳥取市商栄町230番地3 鳥取警備保障株式会社 代表取締役 山本 宏幸</p> <p>(2) 損害賠償の要旨 県は、損害賠償金1,500円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事件の概要 平成22年3月15日付けで県が損害賠償の相手方と締結した蛍光灯型LED照明等の物品売買契約の履行に当たり、県が約定の支払期限内に支払を完了せず、8日経過後に支払を完了したことにより生じた損害について、当該物品売買契約書の規定に基づき請求された遅延利息を支払うものである。</p>

条 例 名 等	当せん金付証券の発売について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 当せん金付証券を発売することについて、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概 要 発売総額52億円以内</p> <p>これは、平成23年度において、都道府県及び指定都市が共同して実施する全国自治宝くじ並びに西日本宝くじの本県の発売額である。</p>

条 例 名 等	平成21年度決算の認定について																																																																																																																								
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成21年度鳥取県歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>一般会計歳入歳出決算額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">歳</td> <td style="width: 10%;">入</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>384,</td> <td>216,</td> <td>687</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳</td> <td>出</td> <td></td> <td>367,</td> <td>544,</td> <td>149</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>引</td> <td></td> <td>16,</td> <td>672,</td> <td>538</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>翌年度に繰り越すべき財源</td> <td>4,</td> <td>380,</td> <td>777</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>実質収支</td> <td>12,</td> <td>291,</td> <td>761</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>各特別会計決算額総額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">歳</td> <td style="width: 10%;">入</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>119,</td> <td>264,</td> <td>655</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳</td> <td>出</td> <td></td> <td>117,</td> <td>023,</td> <td>639</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>引</td> <td></td> <td>2,</td> <td>241,</td> <td>016</td> <td>千円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	歳	入														384,	216,	687	千円						歳	出		367,	544,	149	千円						差	引		16,	672,	538	千円								翌年度に繰り越すべき財源	4,	380,	777	千円								実質収支	12,	291,	761	千円						歳	入														119,	264,	655	千円						歳	出		117,	023,	639	千円						差	引		2,	241,	016	千円					
歳	入																																																																																																																								
			384,	216,	687	千円																																																																																																																			
歳	出		367,	544,	149	千円																																																																																																																			
差	引		16,	672,	538	千円																																																																																																																			
		翌年度に繰り越すべき財源	4,	380,	777	千円																																																																																																																			
		実質収支	12,	291,	761	千円																																																																																																																			
歳	入																																																																																																																								
			119,	264,	655	千円																																																																																																																			
歳	出		117,	023,	639	千円																																																																																																																			
差	引		2,	241,	016	千円																																																																																																																			

条 例 名 等	職員の給与に関する条例等の一部改正について												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」を踏まえ、職員の給与の改定を行う。</p> <p>2 概要 (1) 職員の給与に関する条例の一部改正 期末手当の支給割合の引上げ ア 平成22年12月に支給される期末手当の支給割合を0.04月分（再任用職員にあっては、0.02月分）引き上げる。 イ 平成23年度以降に支給される期末手当の支給割合を年0.04月分（再任用職員にあっては、0.02月分）引き上げる。 (2) 関係条例の一部改正 次の条例について、(1)の改正事項に準じた改正を行う。 ・任期付研究員の採用等に関する条例 ・任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>3 施行期日 (1) 平成22年12月に支給される期末手当の支給割合の引上げ 公布の日から施行し、平成22年12月1日から適用する。 (2) 上記以外 平成23年1月1日</p> <p>4 その他 ・給与改定については、人事委員会勧告のとおり職員組合と合意 ・なお、公民比較における役職対応関係については、人事委員会の専権事項であるが、現行の役職対応関係には課題があり、今後民意を踏まえた議論が必要との認識を労使交渉において確認したところ</p> <p>【参考 本県の給与水準の状況】</p> <p>1 特別給の年間支給割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県</td> <td>3.86月分</td> <td>3.90月分(+0.04月分)</td> </tr> <tr> <td>全国順位</td> <td>下から2番目 (38都道府県は4.15月分)</td> <td>下から4番目 (40都道府県は3.95月分)</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>4.15月</td> <td>3.95月分(Δ0.20月分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※順位は、他の都道府県において人事委員会勧告どおり改定された場合の試算</p> <p>2 国公ラスパイレス指数 (国=100) 95.3 (平成21年4月1日現在 都道府県中41位)</p>		改正前	改正後	鳥取県	3.86月分	3.90月分(+0.04月分)	全国順位	下から2番目 (38都道府県は4.15月分)	下から4番目 (40都道府県は3.95月分)	国	4.15月	3.95月分(Δ0.20月分)
	改正前	改正後											
鳥取県	3.86月分	3.90月分(+0.04月分)											
全国順位	下から2番目 (38都道府県は4.15月分)	下から4番目 (40都道府県は3.95月分)											
国	4.15月	3.95月分(Δ0.20月分)											

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前		
<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の111、12月に支給する場合においては<u>100分の134</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の91、12月に支給する場合においては100分の114を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては<u>100分の72</u>を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の62を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p>	略	<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の111、12月に支給する場合においては<u>100分の130</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の91、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては<u>100分の70</u>を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の60を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p>	略
略			
略			

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の113、12月に支給する場合においては100分の132を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の93、12月に支給する場合においては100分の112を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の61、12月に支給する場合においては100分の71を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の51、12月に支給する場合においては100分の61を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の111、12月に支給する場合においては100分の134を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の91、12月に支給する場合においては100分の114を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の60、12月に支給する場合においては100分の72を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の62を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1</p>

<p>項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の111」とあるのは「100分の138」と、「<u>100分の134</u>」とあるのは「<u>100分の156</u>」とする。</p>	<p>項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の111」とあるのは「100分の138」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の153</u>」とする。</p>
--	--

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の113</u>」とあるのは「<u>100分の139</u>」と、「<u>100分の132</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の111</u>」とあるのは「<u>100分の138</u>」と、「<u>100分の134</u>」とあるのは「<u>100分の156</u>」とする。</p>

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前

<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の111」とあるのは「100分の138」と、「<u>100分の134</u>」とあるのは「<u>100分の156</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の111」とあるのは「100分の138」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の153</u>」とする。</p>
---	---

第6条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の113</u>」とあるのは「<u>100分の139</u>」と、「<u>100分の132</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の111</u>」とあるのは「<u>100分の138</u>」と、「<u>100分の134</u>」とあるのは「<u>100分の156</u>」とする。</p>

附 則
(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成23年1月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第16条の4の規定、第3条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例第7条の規定及び第5条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例第8条の規定は、平成22年12月1日から適用する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	総務部県民課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛連堂	31,500	平成22年11月1日 ～平成23年8月31日	鳥取県総務部県民課
2	中部総合事務所	物品 保守	プリンター	1台	倉吉市宮川町159番地4 有限会社スイコー商会	447,300	平成22年9月1日 ～平成27年8月31日	鳥取県中部総合事務所県民局
3	中部総合事務所	物品	液晶ディスプレイ ノートパソコン	1式	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	649,950	平成22年10月4日 ～平成27年9月30日	鳥取県中部総合事務所県民局